

# 白井市シルバー人材センター補助金交付要綱

所管課

高齢者福祉課

## 1 補助金の名称

シルバー人材センター補助金

## 2 補助金交付の目的

市内在住の60歳以上の者により構成されているシルバー人材センターが、働く意欲をもつ高齢者の就業機会の増大と生きがいの充実を図り、日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事の確保及び提供を行うため。

## 3 用語の定義

「白井市シルバー人材センター」とは、働く意欲をもつ高齢者の就業機会の増大と生きがいの充実を図るため、日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事の確保及び提供を行うことを目的として、市内在住の60歳以上の者により構成される団体をいう。

## 4 補助対象

公益社団法人白井市シルバー人材センター

## 5 補助対象経費

別紙に定める経費

〔補助対象外経費〕

別紙に定める経費

## 6 補助額（率）

運営費：補助対象事業のために必要な経費について、国交付要綱による国庫補助の対象となる額を限度として市長が予算の範囲内で定める額  
職員派遣相当分

## 7 予算の範囲

補正予算による増額後の予算の範囲内

## 8 施行日

平成13年4月1日

## 9 補助金の終期

令和10年3月31日

## 10 改正履歴

①令和5年3月31日（補助額（率）の見直し、交付期限の延長）

## 別紙

補助対象事業	補助対象経費	補助率
<p>1 シルバー人材センターが実施する事業のうち次に掲げる経費</p> <p>①安全・適正就業推進費 ②普及啓発費 ③就業開拓提供費 ④調査研究費</p>	<p>会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、諸謝金、教材費、訓練委託費、什器備品費、修繕費、光熱水料、保険料、租税公課。 ただし、次に掲げるものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議費のうち、反省会、懇親会等の経費</li> <li>・慶弔費、交際費</li> <li>・食料費については、市の予算の基準単価を超える部分及び補助対象事業に係る食料費の割合が当該事業費の30%を超える部分。</li> </ul>	<p>補助対象事業のために必要な経費について、国交付要綱による国庫補助の対象となる額を限度として市長が予算の範囲内で定める額</p>
<p>2 シルバー人材センターの管理費のうち次に掲げる経費</p> <p>①人件費 ②一般管理費</p>	<p>①人件費のうち 職員基本給、職員特別手当、職員諸手当、法定福利費、福利厚生費、退職金掛金。 ただし、人件費についての補助は当分の間とし、対象経費についてはそのつと協議することとする。</p> <p>②一般管理費のうち 臨時雇賃金、旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、租税公課、賃貸料、委託費、修繕費、支払手数料。 ただし、次に掲げるものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・慶弔費、交際費</li> <li>・食料費については、市の予算の基準単価を超える部分及び補助対象事業に係る食料費の割合が当該事業費の30%を超える部分。</li> </ul>	<p>別途協議</p>

千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。